

外国送金取次業務の変更について

平素は当組合をご利用いただき、誠に有難うございます。

当組合では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環から、誠に勝手ながら下記のとおり取扱いを変更させていただくこととなりました。

お客さまには大変ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 外国送金（仕向送金）

新規取扱中止 令和3年11月30日

2. 外国送金（被仕向送金）

新規取扱中止 令和3年11月30日

上記日付をもちまして新規取扱いを中止とさせていただきます。

以上